

資料 3 - 1

非常・緊急通話の内容等

区分	通 話 の 内 容	機 関 等
非 常 通 話	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路・港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊 急 電 話	1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記 32 に定める基準に該当する新聞社は、放送事業者又は通信社の機関相互間
	5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の (3) までに掲げるものを除きます。）相互間

資料3-2

非常・緊急用電報の内容等

区分	電 報 の 内 容	機 関 等
非常電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記11の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記12の病院相互間
	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間

資料3-3

警察通信設備の使用手続き

市の機関が警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合は、県と警察本部との協定に基づき、次の手続によって行う。

警察電話使用要請は、原則として次の申込書によるものとする。

ただし、緊急やむを得ない場合は、電話（3611、3621）又は口頭により行うものとする。

警 察 電 話 使 用 申 込 書

使用の理由	
通信事項	
発信者名 〔住所及び〕 電話番号	
着信者名 〔住所及び〕 電話番号	
処 置	利用又は使用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用の別、送信者名、相手方の受信者名並びに連絡済みの時間を記入

令和 年 月 日

茨城県警察本部長

殿

(〇〇警察署長)

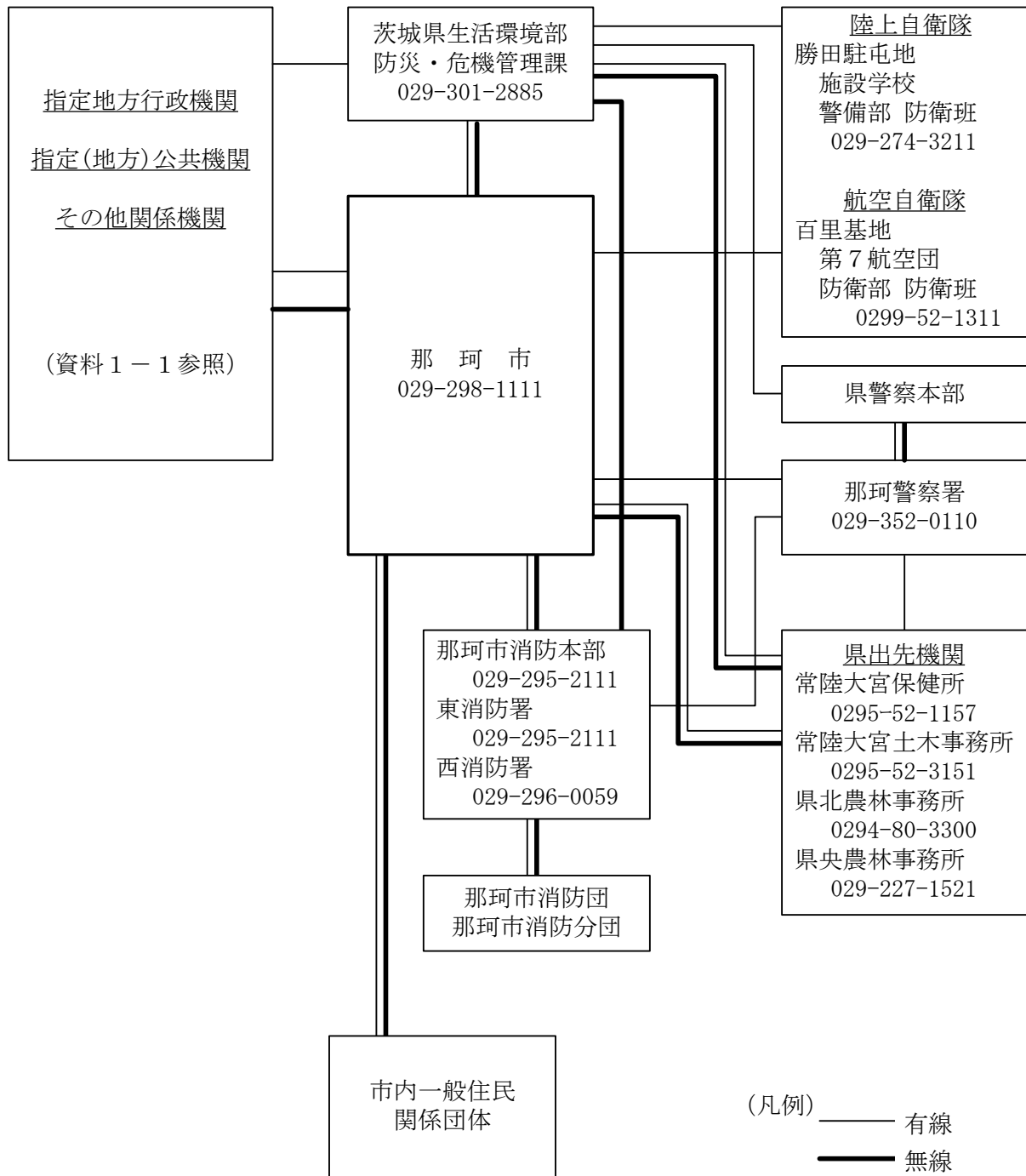
市町村市長 氏名

印

(注) 本申込書は正、副の複写とし、市町村長氏名印は正のみとする。

資料3-4

通信連絡系統図



※その他電話番号については、資料1-1参照。

資料3-5

注意報、警報、特別警報の基準

1 注意報、警報の基準値

令和元年5月29日現在
発表官署 水戸地方気象台

郡	府県予報区	気象区		
	一次区分区域	気象区		
那珂市	市町村等をまとめた地域	県北地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	20	
		土壌雨量指数基準	116	
		流域雨量指数基準	早戸川流域=101	
	洪水	複合基準 ^{*1}	-	
		指定河川洪水予報による基準	久慈川〔富岡・榑横〕、那珂川〔野口〕	
	強風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	積雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	80	
		流域雨量指数基準	早戸川流域=9	
	洪水	複合基準 ^{*1}	那珂川流域=(5, 46.2), 早戸川流域=(5, 7.6)	
		指定河川洪水予報による基準	久慈川〔富岡・榑横〕、那珂川〔野口〕	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	積雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60% ^{*2}		
	なだれ			
	低温	夏期: 最低気温15℃以下が2日以上継続 冬期: 最低気温-7℃以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			
霜水・凍雪	霜しい霜水(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

^{*1} (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 湿度は水戸地方気象台の値。

<基準一覧表の解説>

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (7) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (8) 土壌雨量指数基準値は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30 以上」を意味する。
- (10) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点ではん濫警戒情報、または、はん濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点ではん濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (11) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (12) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

2 特別警報の発表基準

(1) 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断。

(2) 地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

地震については「緊急地震速報」（震度6弱以上を予想したもの）を特別警報に位置づけ、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表。

現象の種類	基準
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける)

3 注意報、警報、特別警報の構成と発表の仕方について

(1) 構成

注意報、警報、特別警報は次の順で構成されている。

① 発表年月日時分、発表官署名

表題に示す注意報、警報又は特別警報の発表時刻と発表官署名を示す。

② 表題

対象となる発表区分及びその区域に対する注意報、警報又は特別警報の種類を示す。

③ 注意警報文

注意警戒を要する細分区域、現象の発生時刻又は終了時刻、予想される災害時の要点を簡潔に記述し、二重括弧で囲う。

④ 本文

ア 本文は常に市町村ごとに記述し、[発表]・[解除]・[継続]を含む注意報・警報の発表状況や警戒すべき事項、予想される気象状況、量的予報事項を簡潔に記述する。予想される気象状況については、現象の開始時刻、終了時刻、ピーク時刻及び最大値等を簡条書きで明示する。

イ 留意すべき気象現象の特徴を「付加事項」として明示する。

(2) 発表の仕方

注意報、警報は、単独で発表することもあり、あるいは同時に2つ以上発表することもある。このような場合次のように取扱う。

① 2つ以上の注意報、警報を同時に発表する場合は多い。例えば冬期、季節風が強い時、強風注意報、乾燥注意報とを同時に発表する。又発達した台風が接近する時には、暴風警報、大雨警報、洪水警報、波浪警報を同時に発表する場合などである。

この場合、表題に発表区域ごとに注意報又は警報の種類を併記するとともに、本文の市町村ごとに[発表]を付し、対象となる注意報又は警報の種類を併記する。

② 注意報、警報の切りかえについて

1つ又は2つ以上の注意報や警報を発表した後において、1つ又は2つ以上の注意報や警報を発表した場合には、前に発表した注意報や警報は、後で発表した注意報や警報に切りかえられたことになる。この場合、本文の市町村ごとに [発表]・[解除]・[継続]を付し、対象となる注意報又は警報の種類を併記する。また、警報から注意報に切り替えた場合は、[警報から注意報]を付記する。

③ 注意報、警報の解除について

一度発表した注意報、警報はその必要がなくなった時は必ず解除を発表する。

4 その他の気象情報

水戸地方気象台は、注意報・警報とは別に気象現象の推移や防災上の注意を報じるため気象情報を発表する。

気象情報には数日後に災害が予想される場合に予告的に発表するものと、警報を補完するために発表するものがある。

(1) 台風情報（台風第〇〇号に関する気象情報）

台風情報には、台風の中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、風速25m/s以上の暴風域、風速15m/s以上の強風域、進路予報をその内容としている。台風が日本に接近したときには、台風の位置情報は1時間ごと（毎正時）、進路予報は3時間ごと（3、6、9、12、15、18、21、24時）に発表する。

また、48、72時間の進路予想は6時間ごと（3、9、15、21時）に発表する。

なお、3日（72時間）先に台風の勢力を維持すると予報した台風に対して、4日（96時間）および5日（120時間）先の進路の予報を6時間ごと（3、9、15、21時）に発表する。

ただし、予想進路及び過去の統計から4日先または5日先に台風でなくなっている場合は、4日先または5日先の予報を省略することがある。なお、台風の強さについては予報しない。

(2) 大雨情報（大雨等に関する気象情報）

大雨情報は、現在観測している又は予想される大雨の分布やその強弱、盛衰、移動などの状況を具体的に記述したり、図示する。

(3) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、大雨警報を発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨を観測もしくは解析した場合に、更なる警戒を喚起するため「いつ」、「どこで」、「どの程度」だけを示す。

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表する。有効期間を発表から1時間としているが、注意すべき状況が続く場合には竜巻注意情報を再度発表する。

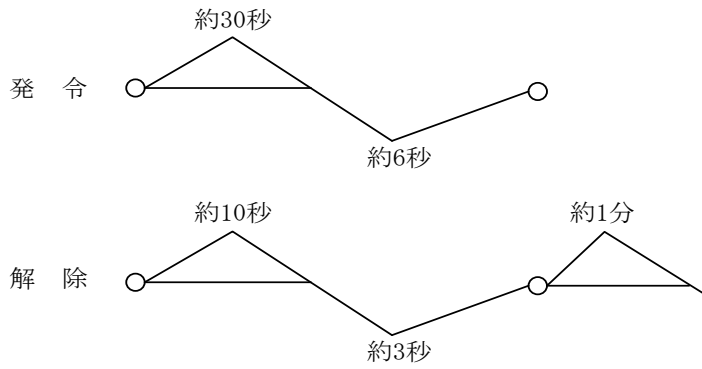
(5) 火災気象通報の実施基準

実 施 基 準
① 実施湿度60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合。
② 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

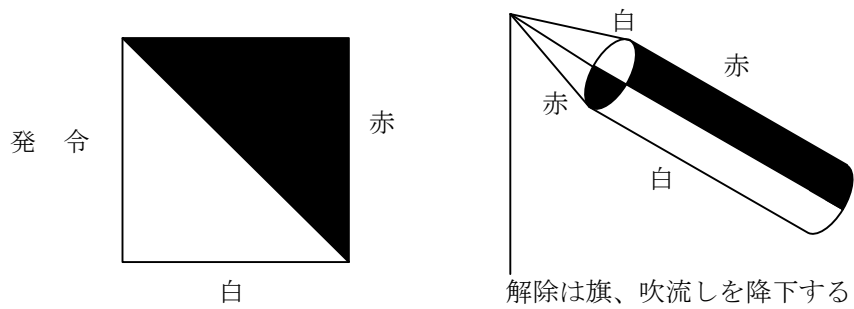
資料3-6

火災警報の住民に対する周知の方法

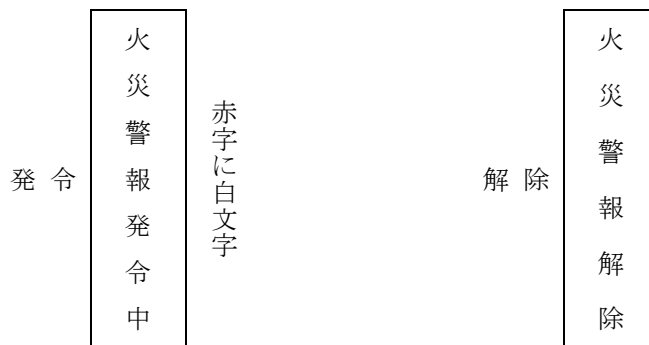
① サイレンによる場合



② 旗、吹き流しによる場合



③ 掲示板による場合



(注) 形状及び大きさは適宜とする。

資料3-7

被害の分類認定基準 (茨城県被害状況等報告要領による)

人及び住家その他被害程度の認定は次の基準によるものとする。

1 人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告すること。

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑のある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸となる。
- (10) 「がけくずれ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50m³を超えと思われるものは報告するものとする。
- (11) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (12) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (13) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (14) 「電話」とは、災害により通話不能となった電信電話の回線数とする。
- (15) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (16) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (17) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (18) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (19) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家族の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (20) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- (21) 「火災発生」とについては、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に

よる国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

(5) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(6) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(7) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(8) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(9) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

(10) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

6 その他

参考になる事項

被害状況等報告

災害名												報告の区分		被害		被害程度及び応急対策状況（経過）					
報告者												区分		被害		被害程度及び応急対策状況（経過）					
発生日時		年 月 日 時 分										公立文教施設		(55) 千円							
報告日時		年 月 日 時 分										農林水産産業施設		(56) 千円							
市町村												公共土木施設		(57) 千円							
												その他の公共施設		(58) 千円							
												小 計		(59) 千円							
												農産被害		(61) 千円							
												林産被害		(62) 千円							
												畜産被害		(63) 千円							
												水産被害		(64) 千円							
												商工被害		(65) 千円							
												その他		(66) 千円							
												被害総額		(67) 千円							
												災害対策本部 設置状況		(68) 設置							
												避難の指示等		(70)							
												消防職員出動延人数		(71) 人							
												消防団員出動延人数		(72) 人							
												災害の概況									
												消防機関の活動状況									
												その他									
人的被害	死者	(1)	人		田	流出・埋没	(30)	ha		畑	流出・埋没	(32)	ha		その他				要 請 事 項		
	行方不明	(2)	人			冠 水	(31)	ha			冠 水	(33)	ha								
	負傷者	重傷	(3)	人																	
		軽傷	(4)	人																	
住家被害	全 壊	(5)	棟		そ の 他	文教施設	(34)	箇所		その他	その他	(66)	千円		被害総額	(67)	千円		自衛隊 要請状況		
		(6)	世帯			病院	(35)	箇所			災害対策本部 設置状況	(68)	設置			(69)	廃止				
		(7)	人			道 路	(36)	箇所			避難の指示等	(70)									
	半 壊	(8)	棟			橋りょう	(37)	箇所			消防職員出動延人数	(71)	人			消防団員出動延人数	(72)	人			災害救助法 適用日時
		(9)	世帯			河 川	(38)	箇所				災害の概況									
		(10)	人			港 湾	(39)	箇所					消防機関の活動状況								
	一部破損	(11)	棟			砂 防	(40)	箇所			その他										
		(12)	世帯			清掃施設	(41)	箇所				その他									
		(13)	人			崖くずれ	(42)	箇所			その他										
	床上浸水	(14)	棟			鉄道不通	(43)	箇所				その他									
		(15)	世帯			被害船舶	(44)	隻			その他										
		(16)	人			水 道	(45)	戸				その他									
	床下浸水	(17)	棟			電 話	(46)	回線			その他										
		(18)	世帯			電 気	(47)	戸				その他									
		(19)	人			ガ ス	(48)	戸			その他										
	非住家	公共建物	全 壊	(20)		棟		ブロック塀等	(49)			箇所		その他							
			半 壊	(21)		棟							その他								
			一部破損	(22)		棟		り災世帯数	(50)		世帯					その他					
		床上浸水	(23)	棟			り災者数	(51)	人			その他									
床下浸水		(24)	棟		火災発生	建 物	(52)	件		その他											
全 壊		(25)	棟			危 険 物	(53)	件			その他										
半 壊		(26)	棟			そ の 他	(54)	件				その他									
その他	一部破損	(27)	棟						その他												
	床上浸水	(28)	棟							その他											
	床下浸水	(29)	棟								その他										

の項目は他機関により入力された項目です。

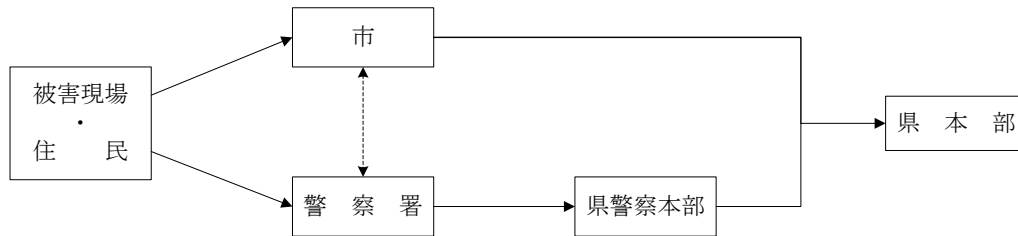
災害概況即報

災害名		即報番号		続報番号	
報告者					
被害発生日時	年 月 日 時 分				
被害発生場所					
被害概要					
被害内容 1	住家被害	被害の状況			
	対応中	全 壊 棟	半 壊 棟	一部破損 棟	
		床上浸水 棟	床下浸水 棟	全 焼 棟	
		半 焼 棟			

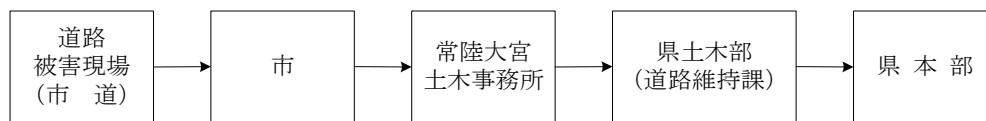
資料3-10

被害種類別の情報収集・伝達系統

1 情報収集・伝達系統1 (死者、負傷者、建物被害、その他の被害)



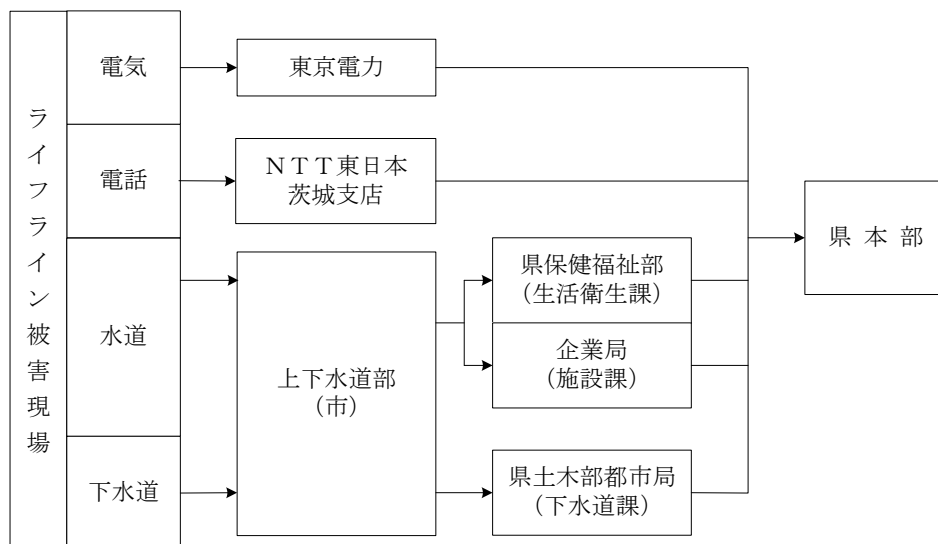
2 情報収集・伝達系統2 (道路被害)



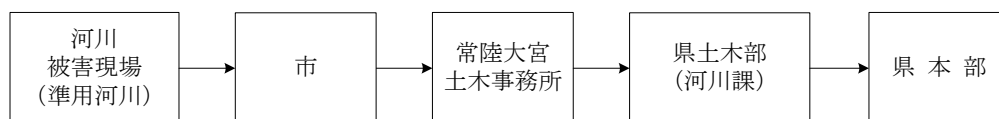
3 情報収集・伝達系統3 (鉄道被害)



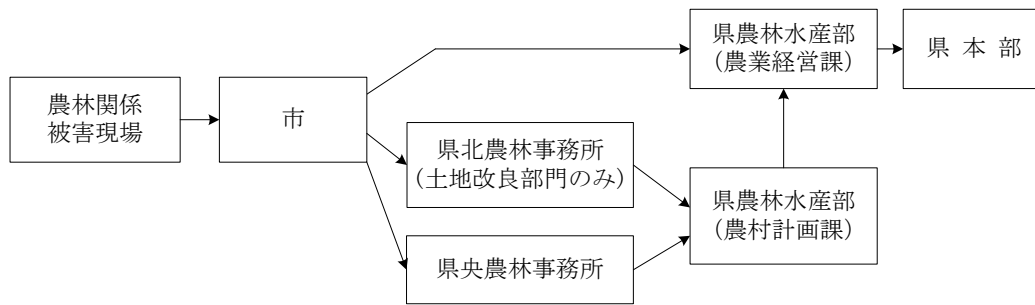
4 情報収集・伝達系統4 (ライフライン被害)



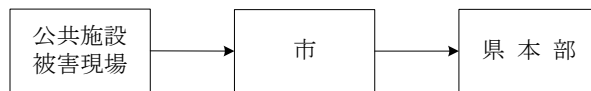
5 情報収集・伝達系統5 (河川)



6 情報収集・伝達系統 6（農産物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地）



7 情報収集・伝達系統 7（その他公共施設）



資料3-11

放送局のコール・サイン及び周波数

放送局名	コール・サイン	周波数	備考
NHK東京第1放送	J O A K	594K H z	300K W
NHK東京デジタルテレビジョン放送（総合）	J O A K - D T V	27 C H (U H F)	10 K W
NHK水戸FM放送（水戸）	J O E P - F M	83.2 M H z	1 K W
茨城放送水戸局	J O Y F	1197 K H z	5 K W
NHK水戸デジタルテレビジョン放送	J O E P - D T V	水戸 20 C H (U H F)	300 W

資料3-12

自衛隊の連絡先

部隊等 (所在地)		連絡責任者		電話番号
		課業 時間内	課業 時間外	
陸上 自衛隊	施設学校 (勝田駐屯地) (ひたちなか市勝倉3433)	警備課長 (防衛班長)	駐屯地 当直司令	電話番号 029-274-3211 内線 時間中 234 時間外 302
航空 自衛隊	第7航空団 (百里基地) (小美玉市百里170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直 幹部	電話番号 0299-52-1331 内線 時間中 2231 時間外 2215

資料3-13

自衛隊の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」(S. 33. 総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けしまたは譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

災害派遣要請依頼書

文 書 番 号
令和 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

機関・職・氏名 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請の理由

- (1) 災害の種類 水害, 地震, 津波, 風害, 火災, 土砂崩れ, 遭難, 交通事故, その他 ()
- (2) 災害発生の日時 令和 年 月 日 時 分
- (3) 場 所
- (4) 被害状況
- (5) 要請する理由

- 2 派遣を希望する期間 自 令和 年 月 日 時 分
至 令和 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望区域 市 町
県 郡 村
- (2) 活動内容

4 その他参考事項

- (1) 現地において協力しうる団体, 人員, 機材等の数量及びその状況
- (2) 派遣部隊の宿営(宿泊)地または宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法
- (4) 気象の概況
- (5) その他

部隊撤収要請依頼書

文 書 番 号
令和 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

機関・職・氏名 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

令和 年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 令和 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

資料 3 - 16

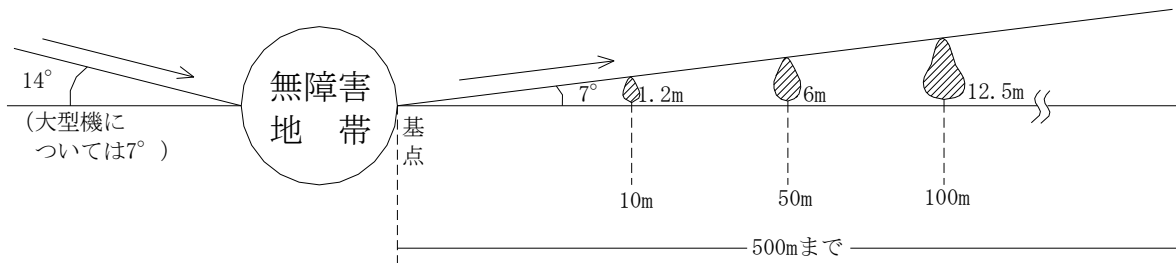
へりポ一ト一覽

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	那珂総合公園	那珂市戸崎428-2	297-0077
2	那珂市立第四中学校	〃 菅谷2476	298-8767
3	那珂市立瓜連小学校	〃 瓜連1296	296-0021
4	那珂市立第二中学校	〃 額田南郷2376-4	298-1045
5	県立水戸農業高等学校	〃 東木倉983	298-6266

資料3-17

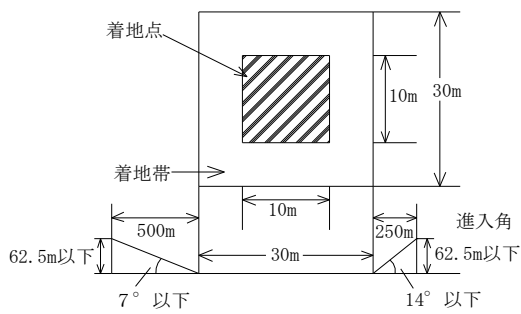
ヘリポートの基準

1 下記基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施する。

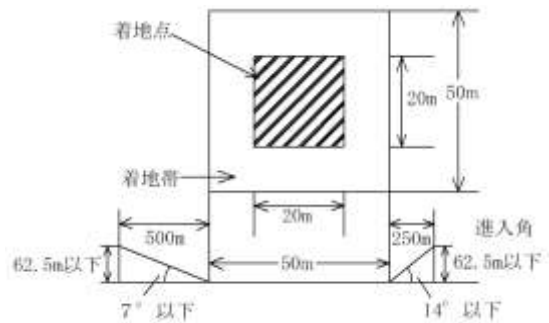


① 離着地点及び無障害地帯の基準

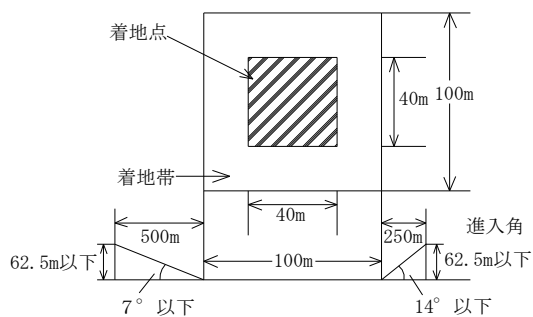
・ 小型機 (OH-6) の場合



・ 中型機 (UH-1 (1J)、UH-60JA) の場合



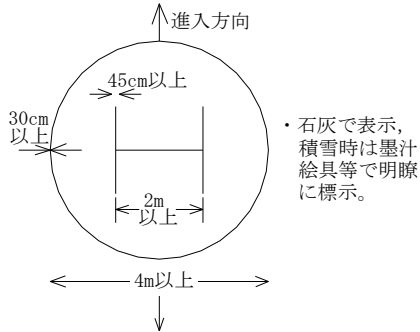
・ 大型機 (CH-47) の場合



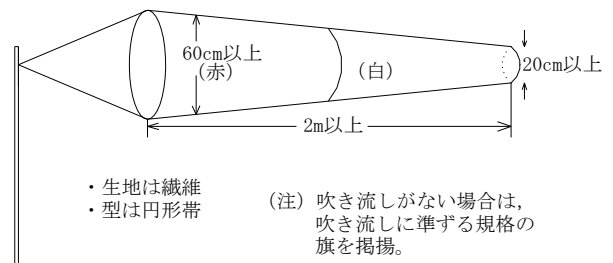
② 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

2 着陸地点には、下記標準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

① H記号の基準



② 吹き流しの基準



資料3-18

防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時 分現在		
1 要請機関名	〒 発信者		
2 災害内容	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急(調査・広報) (4)火災防御 (5)その他		
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助 輸送(品名数量) その他		
4 発生現場及び発生時間	市町村 (目 標) (離着陸場所) 令和 年 月 日 ()	地内	午前・午後 時 分
5 現地の気象条件	天候 風向 風速 気温 視程 m 警報・注意報		
6 現場指揮者	所属・職氏名		
7 現場との連絡手段	無線機別(全国波、県波) 現場指揮本部(車)呼出名称(コールサイン)		

8 要請を必要とする理由	※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述のこと)
目標	別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のこと

茨城県防災航空隊 緊急要請専用 029-857-8511

F A X 029-857-8501

防災F A X 8-620-300

(午後5時15分～翌朝8時30分まで要請)

消防安全課 029-301-2896

F A X 029-301-2887

防災F A X 9-600-8300

受信者

9 傷病者搬送の場合	傷病者	氏名		年齢	歳	性別	男・女
		氏名		年齢	歳	性別	男・女
	症状						
	着陸場所の目標等	出動先所在地及び目標		搬送先所在地及び目標			
	同乗者	医師及び看護師の氏名		関係者の氏名			
	医療機関への搬送方法	救急車の手配		医療機関の手配			
	受入医療機関	所在地名		連絡先	☎		
	搬送先消防本部の担当者職氏名	消防本部 課 ☎					

10 必要資機材		
11 他航空機への要請	(有・無) 機関名	要請機数
12 その他必要事項		

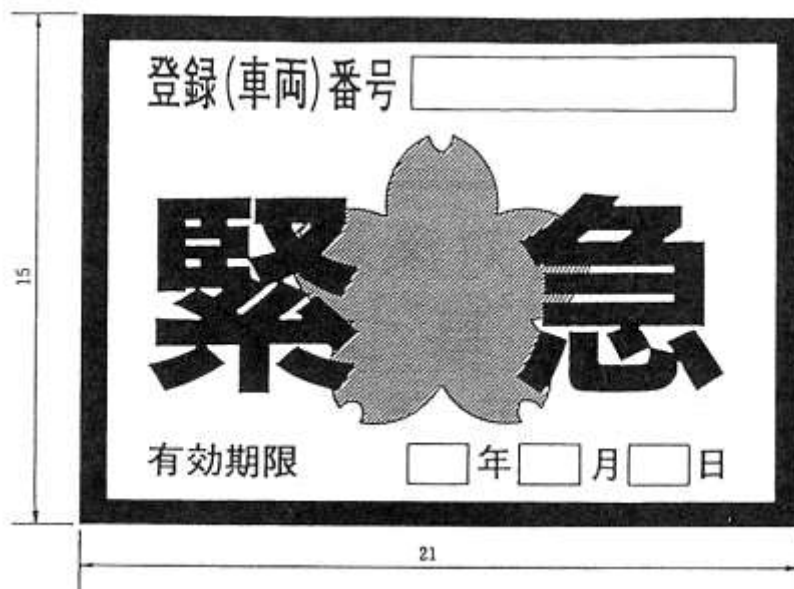
※ 以下の項目は防災航空機隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別 (全国波、県波) 現場指揮本部 (車) 呼出名称 (コールサイン)
2 到着予定時間	令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	要手配・手配不要 0 (ドラム缶 本)

資料 3-19

緊急通行車両の標章

災対法施行規則 別記様式章第 3 (第 6 条関係)



- 備考 1 色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 3 - 20

緊急通行車両確認証明書

災対法施行規則 別記様式第 4 (第 6 条関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 <input type="checkbox"/>
		公安委員会 <input type="checkbox"/>
番号表に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両に当たっては輸送人員または品名)		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

資料 3-21

交通規制の標識

災対法施行規則第 5 条の規定に基づく標識の様式



- 備考 1 色彩は文字、緑線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の2倍まで拡大し、または図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

資料3-22

救助法の適用基準

- 1 市における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が次の表に示す世帯以上に達したとき。（救助法施行令第1条第1項第1号）

（平成24年8月1日現在）

市の人口	住家滅失世帯数
55,967人（住民基本台帳,外国人含む）	80世帯

- 2 茨城県の区域内の滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市内の滅失世帯数が次の表以上であること。（救助法施行令第1条第1項第2号）

（平成24年8月1日現在）

市の人口	住家滅失世帯数
55,967人（住民基本台帳,外国人含む）	40世帯

資料3-23

茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

(平成22年9月6日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円 (加算額) 冬季 別に定める額	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用上費、消耗機材費、建物等の使用者謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 輸送費は別途計上 3 福祉避難所を設置した場合、当該地域の実費加算
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,387,000円以内 3 同一敷地内におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。	災害発生の日から20日以内に着工	1 基準面積は平均1戸当たり平均29.7㎡であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 2年以内 4 県外からの輸送費は別枠とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事できない者 3 住家に被害を受け一時縁故地へ避難する必要がある者	1 現物により支給 2 1人1日当たり1,010円以内 3 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合、3日分支給可(大人、小人の区別なし)	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	食品給与のための総経費を延給食人数で除した金額が限度額以内であればよい。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（4月～9月） 冬期（10月～3月） の季別は災害発生日をもって決定する。	災害発生日から10日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		2 下記金額の範囲内							
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額	
		全壊 全流	夏季	円 17,300	円 22,300	円 32,800	円 39,300	円 49,800	円 7,300
			冬季	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400
半壊 半焼 床上浸水	夏季	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400		
	冬季	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300		
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生日から14日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	患者等の移送費は別途計上					
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に死産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	妊婦等の移送費は別途計上					
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	1 期間以内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった住宅の応急処置	住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1月以内	
学用品の給付	住宅の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失、又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費。 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり4,100円 中学校生徒 1人当たり4,400円	災害発生の日から (教科書) 1月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡したものであっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該当地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 輸送費、人件費は別途計上。 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒、縫合等) 1体当たり 3,500円以内 (一時保存) { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 (検索) { 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 死体の一時保存以外において、輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1世帯当り 134,200円	災害発生の日から10日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1人当たり 医師、歯科医師 23,100円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 16,700円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 16,700円以内 救急救命士 16,800円以内 土木技術者、建築技術者 17,500円以内 大工 17,200円以内 左官 17,300円以内 とび職 16,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

資料3-24

被害状況報告表

保健福祉部		発生				
福祉指導課扱		被害状況報告表	中間 様式			
令和 年 月 日 時現在		決定				
市町村						
① 災害発生の日時						
② 災害発生の場所						
③ 災害発生の原因						
④ 災害の状況						
区 分		棟	世 帯	人	備 考	
ア	人 的 被 害	死 傷	/	/		
イ		行方不明者	/	/		
ウ		負 傷	重 傷	/	/	
エ			軽 傷	/	/	
オ	住 家 被 害	全壊・全焼又は流出	棟	世帯	人	
カ		半壊又は半焼				
キ		一部破損				
ク		床上浸水				
ケ		床下浸水				
⑤ 救助の措置						
救助の種類						
区分						
ア すでに措置したもの						
イ 今後措置を要するもの						
⑥ その他の特記事項						
令和 年 月 日 時報告						
茨城県保健福祉部長殿						
(県民センター県民福祉課経由)		(報告者)	市(町村)災害対策本部長			
(福祉相談センター地域福祉課軽油)						
報告書作成者 職 氏名				㊟		
(注) 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。						
2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。						

農作物の応急措置

災害名	作物名	事項
風害	水陸稲	1 完熟期に近いものの倒伏は早めに刈取り架干すること 2 病害の発生予防のため薬剤散布を行うこと
	落花生	1 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと
	そさい及びビニールハウス	1 収穫期にあるものは若取を行うこと 2 被害部分の整理を行い、早期回復を図ること 3 早期回復のため、肥料の葉面散布、液肥の追肥を行うこと 4 病害の発生を予防するため、薬剤散布を行うこと
	果樹	1 枝から折れたり裂けたりした場合は切り捨て、切り口に「接ロウ」を塗ること 2 傷が浅いときは、縄でかたく括ってゆ着を図ること 3 倒伏樹は早く起こし、支柱を立て固定すること
	茶	1 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと
	飼料作物	1 刈取適期又は直前のものは、早目に家畜にあたえるか、サイレージ又は乾燥すること
水害	水稲	1 短期間冠水した場合 (1) 冠水したものは早急に排水し、汚物を洗い落とすこと (2) 中耕は退水後直ちに行うこと (3) 土砂が押入った場合は早く株直しを行うこと 2 長期間（2週間程度）冠水した場合 (1) 追播を実施し、退水後の処置に備えること (2) 残苗は仮移植しておくこと (3) 残苗がない場合は、減株分株により再植すること (4) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと
	陸稲	1 冠水、浸水した場合、早急に排水すること 2 根ぎわの土が洗い流された場合は土寄せを行うこと 3 被害激甚の場合は追播を行うこと 4 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと
	麦	1 冠水したものは早急に排水すること 2 根ぎわの土を流された場合は、土寄せを行うこと 3 成熟に近いものは天気を見て早めに刈取り脱穀し、通風乾燥機で乾燥すること
	落花生	1 生育初期に欠株が生じたときは追播を行うこと 2 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと
	大豆	1 冠水、滞水した場合は排水溝を作り、排水に努めること 2 欠株を生じた場合は補植をすること
	そさい及びビニールハウス	1 収穫期にあるものは若取りすること 2 速やかに排水に努めること 3 肥料の葉面散布を行うこと 4 中耕古葉の除去を行い、土壌の乾燥を図ること 5 病害の発生を予防するため、薬剤散布を行うこと
	果樹	1 極力排水を行うこと
	飼料作物	1 冠水した場合、直ちに排水を行うこと 2 収穫近いものは家畜に利用すること 3 まき直し種子の早期手配及び確保を行うこと 4 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと

災害名	作物名	事 項
干 害	水 稲	1 枯死状態の場合は代作を行うこと 2 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと
	陸 稲	1 川や井戸水を利用できるところは、かん水を行うこと 2 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと
	落花生	1 生育初期は敷草を行うこと
	そさい及びビ ニールハウス	1 できる限りかん水を行うこと 2 除草を行い、むだ枝や古葉を除くこと 3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと 4 敷きワラを行う等水分の蒸散を防ぐこと
	果 樹	1 できる限りかん水を行うとともに、結果過多の木は摘果を早めに行うこと
	飼料作物	1 できる限りかん水を行うこと 2 被害激甚な場合は代作を考慮する
寒 害	麦	1 生育回復のため追肥を行うこと
	そさい及びビ ニールハウス	1 保湿、加湿を行うこと 2 被害部分を除去し、新芽の発生を促すこと 3 肥料の葉面散布を行い、生育の促進を図ること 4 病害の発生を予防するため、薬剤散布を行うこと
	果 樹	1 降雪甚だしい時は、雪落しを行うこと
	飼料作物	1 播種前後の牧草は鎮圧を行うこと
凍 霜 害	水 稲	1 苗代期に低温予想の場合深水にすること又はハウス等で保温に努めること 2 本田期の低温期には、田面に水を堪え保温を図ること 3 穂ばらみ期の低温時には深水として幼穂の保護を図ること 4 イモチ病防除のため薬剤を散布すること
	陸 稲	1 生育回復のため追肥を行うこと
	麦	1 生育回復のため追肥を行うこと
	そさい及びビ ニールハウス	1 被害部分を除去し、新芽の発生を促進させること 2 枯死した場合は追播や補植を行うこと 3 肥料の葉面散布を行い、生育の促進を図ること 4 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと
	飼料作物	1 生育回復のため速効性肥料の追肥を行うこと
ひ よ う 害	水 稲	1 苗代において被害を受けた場合は、追肥を行い、生育を回復した後、(6～7日)に本田移植を行うこと 2 被害当時本田移植を行ったものは浅水にすること 3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと
	陸 稲	1 埋没したものはなるべく晴天の日中を避け、曇天時又は夕刻に熊手によって土を掻き出し、追肥を行うこと 2 被害激甚のものは追播又は代作を行うこと
	そさい及びビ ニールハウス	1 生育回復のため追肥を行うこと 2 被害部分を除去し、被害激甚なものは追播又は代作を行うこと 3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと 4 被害部分を除去し、施設で被害が生じた部分はすみやかに改修を行う
	果 樹	1 被害激甚の場合、枯死部分を除くこと 2 生育回復のため追肥を行うこと 3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと
	茶	1 樹勢回復のため追肥を行うこと
	飼料作物	1 被害激甚なものは代作を行うこと 2 生育回復のため追肥を行うこと

資料3-26

災害弔慰金、災害見舞金、災害援護資金

1 災害弔慰金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支給限度額	①生計維持者が死亡した場合 500万円 ②その他の者が死亡した場合 250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母
費用負担割合	国(1/2), 県(1/4), 市町村(1/4)

2 災害障害見舞金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
障害の程度	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号の同程度以上と認められるもの
支給限度額	①生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ②その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	国(1/2), 県(1/4), 市町村(1/4)

3 災害援護資金の貸付

対象災害	・ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	
貸付限度額	①世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 ②家財の1/3以上の損害 150万円 ③住居の半壊 170(250)万円 ④住居の全壊 250(350)万円 ⑤住居の全体が滅失 350万円 ⑥①と②が重複 250万円 ⑦①と③が重複 270(350)万円 ⑧①と④が重複 350万円 () は特別の事情がある場合	
貸付条件	所得制限	世帯人員 市町村民税における前年の総所得金額
		1人 220万円
		2人 430万円
		3人 620万円
		4人 730万円
		5人以上 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
		ただし、その世帯の居住が滅失した場合にあっては、1,270万円とする
貸付利率	年3% (措置期間中は無利子)	
措置期間	3年 (特別な事情のある場合は5年)	
償還期間	10年 (措置期間を含む)	
償還方法	年賦又は半年賦	
貸付原資負担	国(2/3), 県(1/3)	

資料3-27

生活福祉資金貸付内容一覧

(平成23年12月1日現在)

資金種類／資金の目的	貸付対象世帯			貸付上限額	据置期間 (以内) 据置期間中 無利子	償還期限	利率	
	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯					
総合支援資金	生活支援費	●	—	—	貸付期間12月以内 二人以上世帯 月額200,000円 単身世帯 月額150,000円	6月以内 ※	20年 連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	
	住宅入居費	●	—	—				400,000円
	一時生活再建費	●	—	—				600,000円
福祉資金	生業を営むために必要な経費	●	●	●	4,600,000円	6月以内 ※	20年 8年 7年 8年 8年 10年 5年 5年 7年 3年 3年 3年	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	—	技能を習得する期間が 6月程度 1,300,000円 1年程度 2,200,000円 2年程度 4,000,000円 3年以内 5,800,000円			
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●	2,500,000円			
	福祉用具等の購入に必要な経費	—	●	●	1,700,000円			
	障害者用自動車の購入に必要な経費	—	●	—	2,500,000円			
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	5,136,000円			
	負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	—	●	療養期間1年以内 1,700,000円 療養期間が1年を超え、1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000円			
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	介護サービス受給期間1年以内 1,700,000円 介護サービス受給期間が1年を超え、1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000円			
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●	●	●	1,500,000円			
	冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500,000円			
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500,000円			
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	500,000円			
	その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	500,000円			
	生活復興支援資金（特例）	●	—	—	貸付期間6か月以内 二人以上世帯 月額200,000円 単身世帯 月額150,000円			
	生活再建費	●	—	—	800,000円			
住宅補修費	●	—	—	2,500,000円				
緊急小口資金	●	●	●	100,000円	2月以内※	8月	無利子	
教育支援資金	教育支援費	●	—	—	高校 月額35,000円 高専 月額60,000円 短大 月額60,000円 大学 月額65,000円	卒業後 6月以内	20年	無利子
	就学支度費	●	—	—	500,000円			
不生活産担保型	不動産担保型生活資金	—	—	●	土地の評価額の7割 月額/300,000円	契約終了後 3月	据置期間 終了時	年3%又は長期 プライムレートの いずれか低い方
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	—	—	●	居住用不動産の評価額の7割 (集合住宅5割) 月額/保護の実施機関が定めた額	契約終了後 3月	据置期間 終了時	年3%又は長期 プライムレートの いずれか低い方

※1 災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。

※2 福祉費の貸付金額の限度は5,800,000円以内。資金目的に応じた貸付上限額の目安は、上記のとおりである。

※3 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害救護資金の貸付対象となる世帯は原則として資金の貸付対象としない。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。

※4 生活復興支援資金は貸付対象とすることができるが、災害援護資金の貸付を受けている、又は受けようとしている世帯は、住宅補修費の貸付対象とならない。

資料 3 - 28

母子寡婦福祉資金

母子寡婦福祉資金の貸付

住宅 資金	貸付対象者	母子家庭の母または寡婦
	貸付限度	150 万円以内。(特に必要と認められる場合 200 万円以内)
	償還期間	6 月以内の据置期間経過後 6 年以内 (特に必要と認められる場合 7 年以内)
	貸付利率	年 1.5%。ただし据置期間中は無利子

り 災 証 明 願

令和 年 月 日

那珂市長 様

申請者住所

氏名

印

り災日時	令和 年 月 日 午前 時 分頃 午後	
り災者の 住所氏名	住 所	
	氏 名	
り災場所	那珂市	
り災物件		
上記のとおり、り災したことを証明願います。 令和 年 月 日		

第 号
り 災 証 明 書
上記のとおり、り災したことを証明します。 令和 年 月 日 那珂市長

番 号
令和 年 月 日

被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

茨城県知事 殿

市町村長名

印

このことについて、被災者生活再建支援法施行令第1条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

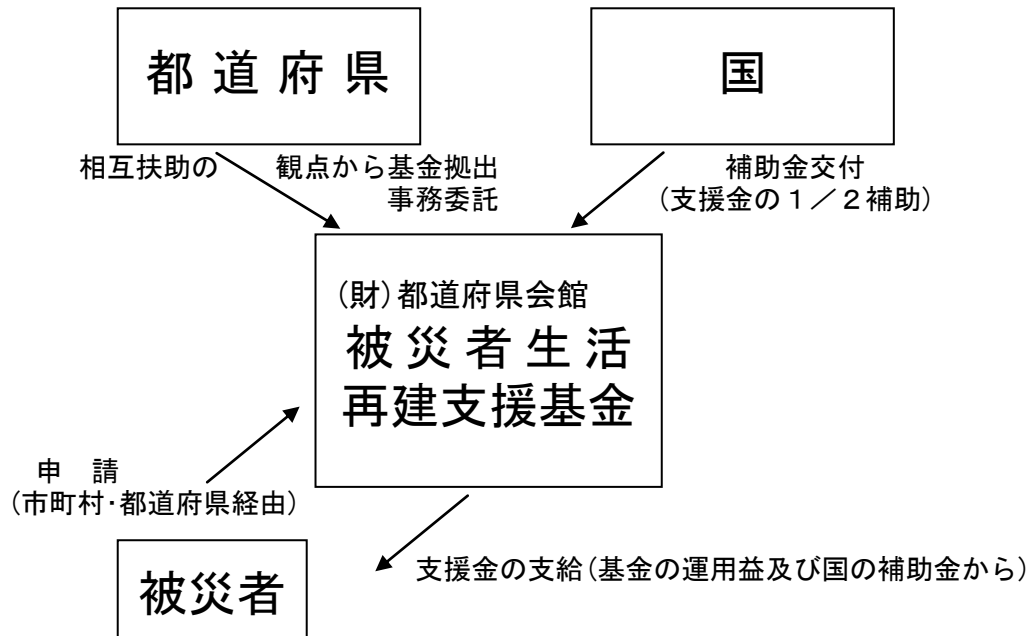
記

災 害 発 生 日 時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分				
災害の原因及び概況					
被害の状況	人口	全 壊 世帯数	半 壊 世帯数	床上浸水 世 帯 数	備 考
災害発生場所 (町・字名)	人	世帯	世帯	世帯	
合 計					

注1：被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当する市町村にあつては全ての項目を記載すること。

注2：被災者生活再建支援法施行令第1条第2号～5号に該当する市町村にあつては、全壊世帯数のみ記載すること。

被災者生活再建支援金支給制度の仕組み



資料3-32

被災者生活再建支援金の支給基準

1 複数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全 壊 (備考①) 解 体 (備考②) 長期避難 (備考③)	建築・購入	100	200	300
	補 修	100	100	200
	賃 借	100	50	150
大規模半壊 (備考④)	建築・購入	50	200	250
	補 修	50	100	150
	賃 借	50	50	100

2 単数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全 壊 (備考①) 解 体 (備考②) 長期避難 (備考③)	建築・購入	75	150	225
	補 修	75	75	150
	賃 借	75	37.5	112.5
大規模半壊 (備考④)	建築・購入	37.5	150	187.5
	補 修	37.5	75	112.5
	賃 借	37.5	37.5	75

備考

- ①自然災害により、住宅が「全壊」した世帯
- ②自然災害により、住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③自然災害により、災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④自然災害により、住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

激甚災害基準

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第3条(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25</p> <p>(2) 一の都道府県内の市町村負担 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の事業の事業費査定見込総額 標準税収入総額×100分の5</p>
法第5条(農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4</p> <p>(2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円</p>
法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	<p>(1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 又は</p> <p>(2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額×0.5% 又は</p> <p>(4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合。 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5</p> <p>(B基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3</p>
法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。) > 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の5</p> <p>(B基準) 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1.5</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度を生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の60</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第12条、13条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。)×100分の0.2</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1)一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 >当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2</p> <p>(2)一の都道府県内の当該施設に係る中小企業関係被害額>1,400億円 ただし、火災の場合または激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業の補助)、第19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)	<p>激甚法第2条の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>
法第22条(り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上</p> <p>(B基準) 次の1、2のいずれかに該当する被害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)一市町村の区域内で200戸以上 (2)一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)一市町村の区域内で400戸以上 (2)一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</p>
法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等)	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2条の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害</p>
上記以外の措置	<p>災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮</p>